

各位

2016年11月7日
特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会

「指定強化選手・競技団体国内外強化活動費助成事業」に関する会計検査院からの指摘と
調査委員会による報告について

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、JPSA）が実施する「指定強化選手・競技団体国内外強化活動費助成事業」につきまして、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下、JBFA）に対し会計検査院による実地調査が行われ、JPSAよりJBFAへ平成23年度（2011年度）、平成24年度（2012年度）の助成金の一部の返金が命じられました。

関係者の皆様には、多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

<経緯>

JPSAが実施する「指定強化選手・競技団体国内外強化活動費助成事業」につきまして、2015年5月21日に会計検査院による実地調査がJBFAに対し行われ、その後も、詳しい経緯のヒアリングを受け、2016年8月1日にJPSAよりJBFAに対し平成23年度、平成24年度の助成金の一部である282万5千円の返金が命じられました。

<調査と対応>

JBFAでは、2015年7月13日の理事会でこれまで本件に関与していない理事と外部有識者による「強化費助成に関する調査委員会」設置を決定し、調査を続けて参りました。その結果、助成金の一部を助成対象外の強化事業に使用していたことが明らかになりました。

返金指示のありました助成金につきましては、手続きの指示があり次第、返金をいたします。また、関係者は2016年11月1日付で処分を行いました。

JBFAとしましては、今回の事態を真摯に受け止め、二度とこのようなことのないよう、ガバナンスを強化して実効性を高める複数の施策を始めております。再発防止に取り組み、信頼回復に努めて参ります。

以上